

熊本市工事等指名競争入札参加者等選定に関する基準

制定	平成19年	4月25日告示第225号
改正	平成20年	9月19日告示第523号
	平成21年	5月14日告示第311号
	平成21年	6月30日告示第407号
	平成22年	3月23日告示第146号
	平成22年10月	8日契約検査室次長決裁
	平成24年	4月1日公告第301号

(趣旨)

第1条 この基準は、熊本市が発注する建設工事（建設工事に係る業務委託を含む。以下「工事等」という。）に係る指名競争入札に参加させようとする者及び随意契約を締結しようとする者を選定する場合における基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選定基準)

第2条 指名競争入札に参加させようとする者及び随意契約を締結しようとする者を選定する場合における選定の基準となる事項は、次のとおりとする。

- (1) 暴力その他不誠実な行為の有無
- (2) 信用状態
- (3) 工事等の成績
- (4) 地理的条件
- (5) 当該工事等の施工（業務）に関する技術的適性
- (6) 手持工事等の状況
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- (9) 熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号。以下「資格審査規則」という。）第4条第1項に規定する熊本市工事競争入札参加資格審査委員会における審査の経過及び結果
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項に規定する選定の基準となる事項についての運用基準は、別表のとおりとする。

附 則（平成19年4月25日告示第225号）

- 1 この基準は、告示の日から施行する。
（下益城郡富合町の編入に伴う経過措置）
- 2 下益城郡富合町の編入の日前に同町において締結された契約については、本市（上下水道局を含む。）が発注したものとみなしてこの基準を適用するものとする。
（下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置）
- 3 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日前に旧下益城郡城南町及び旧鹿本郡植木町において締結された契約については、本市（上下水道局及び病院局を含む。）が発注したものとみなしてこの基準を適用するものとする。

附 則

この基準は、平成20年10月6日から施行する。

附 則

この基準は、告示の日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 暴力その他 不誠実な行為 の有無	次の事項のいずれかに該当する場合は、選定しないこと。 (1) 熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第108号。以下「市指名停止要綱」という。）、熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（以下「上下水道局指名停止要綱」という。）、熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（以下「交通局指名停止要綱」という。）又は熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（以下「病院局指名停止要綱」という。）に基づく指名停止又は指名回避期間中であること。 (2) 熊本市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）、熊本市上下水道局が発注する建設工事、熊本市交通局が発注する建設工事又は熊本市病院局が発注する建設工事（以下「市等発注工事」と総称する。）に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから受注者として不適当であると認められること。 ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について関係行政機関等からの情報により受注者の下請負契約関係が不適切であることが明確であること。 ウ 警察当局から、市長に対し、有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係であるとき、又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに受注者として不適当であると認められること。 (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、これらに準ずる次の事由があると認められる場合は、選定に当たって十分に勘案すること。 ア 本市の行う登録業者の実態調査及び下請状況調査等を拒否するなどの理由により業者の実績の把握が困難なとき。 イ アの調査等により業者登録の内容又は工事の施工実態に問題があることが認められ、口頭又は文書による注意を受けているとき。 ウ 信用状態について、2に掲げる具体的事実はないが、差押えを受けるなど経営状況に問題があることが十分に認められるとき。 エ 本店、営業所等の所在地及び実態について登録申請と異なるなど問題があると認められるとき。 オ 過去に指名停止を受けているとき。 カ 不正、不当な手段若しくは方法により市等発注工事の受注を図ろうとし、又は市等発注工事に介入を行おうとしたとき。 キ 本市が実施する事業に著しく非協力的であり、当該事業の実施にあたって大きな障害となったとき。 ク その他市発注工事の受注者として不適切であると認められる事由があるとき。
2 信用状態	次に掲げる事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる場合は、選定しないこと。 (1) 手形の不渡り、手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実があるとき。 (2) 市税その他本市に対する納付金の滞納があり、関係部局から通報のあったとき。
3 工事の成績	工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
4 地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事成績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。

5 当該工事の 施工に関する 技術的適性	以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 (1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。 (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。 (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。 (4) 発注予定工種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。
6 手持工事の 状況	工事の手持状況から見て当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
7 安全管理の 状況	(1) 市指名停止要綱、上下水道局指名停止要綱、交通局指名停止要綱又は病院局指名停止要綱に基づく指名停止又は指名回避期間中である場合は、選定しないこと。 (2) 市等発注工事について、安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに受注者として不適当であると認められるときは、選定しないこと。 (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (4) 市等発注工事について、安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
8 労働福祉の 状況	(1) 賃金不払の状況があり、当該状況が継続している場合であって明らかに受注者として不適当であると認められるときは、選定しないこと。 (2) 市等発注工事について独立行政法人勤労者退職金共済機構と建設業退職金共済契約又は退職金共済契約を締結していないかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。 (3) 建設労働者の雇用、労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
9 熊本市工事 競争入札参加 資格審査委員 会における審 査の経過及び 結果	資格審査規則第4条第1項に規定する熊本市工事競争入札参加資格審査委員会における審査の経過及び結果を十分に尊重すること。

備考 建設工事に係る業務委託に係る選定基準は、この表の規定を準用する。